

## 行政訴訟制度の見直しについて検討の方向性が概ね一致していると思われる事項

\* 本資料は、第15回行政訴訟検討会までに、行政訴訟制度の見直しに関し基本的な方向性について概ね一致がみられたと思われる事項を挙げたものであるが、現実の制度設計の可能性や見直しの具体的な内容については、さらに検討が必要と考えられるものである。

### 第1 基本的な見直しの考え方 - 権利利益の実効的救済の保障

行政訴訟制度を見直して、国家賠償や行政不服審査の制度と相まって、国や公共団体による権利利益の侵害を受けた者の救済を実効的に保障することができる制度とする。

### 第2 具体的な見直しの考え方

#### 1 行政訴訟を利用しやすくするための見直し

##### (1) 被告適格者の見直し

被告適格を有する行政庁を特定する原告の負担を軽減することにより、訴えの提起を容易にする等のため、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服の訴訟（行政事件訴訟法第3条第1項参照）については、行政庁を被告とせず、処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体を被告とする。

（注）抗告訴訟の被告適格者を行政庁から国又は公共団体に改めることに伴う関連規定の整備の要否等については、なお検討が必要である。

## (2) 行政訴訟の管轄裁判所の拡大

行政訴訟へのアクセスを容易にするため、行政訴訟の管轄裁判所を拡大する。

(注) 土地管轄をどのように拡大するかについては、行政事件を扱う裁判所の専門的な体制の問題等と関連して、なお検討が必要である。また、土地管轄を拡大した場合の移送に関する特別の規定の要否等についても、なお検討が必要である。

## (3) 出訴期間等の教示

訴え提起の機会をより実質的に保障するため、行政庁は、処分をする際に、その相手方に対し、出訴期間の制限などを教示しなければならないものとする（行政不服審査法第 57 条第 1 項本文参照）。

(注) 教示の内容、相手方の範囲、教示義務に違反した場合の効果等については、なお検討が必要である。

## 2 審理を充実・迅速化させるための方策の整備

訴訟関係を明瞭にし、審理を充実・迅速化させるため、訴訟の早期の段階で処分又は裁決の理由を明らかにするための方策を講ずる。

(注) 処分又は裁決の理由を明らかにするための具体的な方策については、処分又は裁決に関する理由の説明や記録の提出等を行政庁に対して命ずること、裁決の取消しの訴え又は裁決を経た処分の取消しの訴えにおいて、裁決をした行政庁に対し裁決に関する記録の提出を命ずること等の意見が出ているが、その採否等については、なお検討が必要である。

### 3 本案判決前における仮の救済の制度の整備

本案判決前における仮の救済に関して、権利利益の救済の実効性を確保する観点から検討し、必要な制度の整備を図る。

(注) 権利利益の救済の実効性を確保する観点から、仮の救済について具体的にどのような見直しを要するかについては、執行停止の要件の緩和、執行停止に対する内閣総理大臣の異議の制度(行政事件訴訟法第27条)の見直しを含む執行停止決定に対する不服申立ての具体的在り方の見直し、執行停止以外の多様な仮の救済方法の整備等が必要であるとの意見が出ているが、どのような制度を採用するか等については、なお検討が必要である。